

処分等年月日	2023年5月16日
事業者名	山陰観光開発株式会社
処分等の種類	輸送の安全確保に関する指導
原因となった事故等の概要	令和4年12月13日に山陰観光開発株式会社所属の小型遊覧船「しげさ丸」が、島根県隠岐郡隠岐の島町の西郷湾内で遊覧中に機関停止により航行不能となる事故が発生した。 これを受けて、当局が令和5年1月17日に海上運送法に基づく検査を実施したところ、事故発生後、同社の安全管理規程に規定された運輸局への速やかな報告がなされていない等、同規程の一部不遵守が確認された。 このため、同社経営トップによる安全マネジメント態勢の適切な運営等を徹底させるべく、同社に対し輸送の安全確保に関する指導文書の発出を行った。
処分・指導内容	・経営トップは、安全管理規程に基づき、輸送の安全確保のため、安全管理規程の遵守、重大な事故等に対する確実な対応等について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。 ・安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程に基づく自らの責務を再認識するとともに、事故の再発防止のため、安全管理規程等について理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、運航管理者はその概要を記録簿に記録すること。 ・安全統括管理者は、安全管理規程に基づき、安全管理規程等の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底させること。 ・運航管理者は安全管理規程に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 ・運航管理者及び船長は、安全管理規程及び運航基準に基づき、運航の可否判断及び協議の結果等を記録すること。 ・運航管理者及び船長は、安全管理規程及び作業基準に基づき、旅客等の遵守すべき事項について船内の旅客が見やすい場所に掲示すること。 ・運航管理者は、安全管理規程及び事故処理基準に基づき、事故発生時、速やかに運輸局等とその概要及び事故処理の状況を報告し、助言を求めること。